

令和4年度行政事業レビューシート (文部科学省)

事業名	国宝・重要文化財等の保存整備等			担当部局庁	文化庁	作成責任者			
事業開始年度	昭和25年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	文化資源活用課	文化資源活用課長 篠田智志 文化財第一課長 齋藤憲一郎 文化財第二課長 山下信一郎			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化財保護法 第35条、第74条、第77条等			関係する 計画、通知等	文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—(第1期)(平成30年3月6日閣議決定)				
主要政策・施策	観光立国、クールジャパン、地方創生			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国民共有の財産である国宝・重要文化財等を確実に次世代に継承するために、所有者・管理団体等が行う文化財保護のための事業に対する国庫補助や、重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)への助成を行う。また、文化財修理用資材の安定的な確保と当該資材に関わる技能者の育成を目的として「ふるさと文化財の森」システム推進事業等を実施する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1. 文化財保護法に基づき国が指定等した文化財の保存を図るため、有形の文化財(建造物、美術工芸品、民俗文化財等)については保存修理、防災施設の設置等に対して、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、民俗芸能等)については伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う(補助率50%~85%)。 2. 重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)が行う伝承者養成、技の錬磨の活動に対して助成する。 3. 文化財建造物の修理用資材供給林(「ふるさと文化財の森」)の設定のほか、資材に関する普及啓発事業への支援を行うとともに、近現代の建築物及び土木建造物の適切な保護を図るため、緊急重点調査を実施する。								
実施方法	直接実施、委託・請負、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	27,984	28,897	28,385	26,774	36,833		
		補正予算	6,521	7,633	8,887				
		前年度から繰越し	9,492	10,084	13,804	13,859			
		翌年度へ繰越し	▲ 10,084	▲ 13,804	▲ 13,859				
		予備費等	-	-	-				
	計		33,913	32,810	37,217	40,633	36,833		
	執行額		31,326	31,312	35,099				
	執行率 (%)		92%	95%	94%				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		91%	86%	94%				
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由				
	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金		24,761	29,147	※金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。				
	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金		1,763	7,431					
	重要無形文化財保存特別助成金		232	232					
	文化芸術振興委託費		14	18					
	その他		4	5					
	計		26,774	36,833					
活動内容 (アクティビティ)	次世代への文化遺産継承を目的とした所有者・管理団体等が行う文化財保護のための事業に対する国庫補助や、重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)への助成を行う。								
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	補助事業の実施	補助事業実施件数	活動実績	件	2,494	2,657	2,907	-	-
			当初見込み	件	2,989	2,600	3,286	3,286	3,286
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	執行額 / 補助事業実施件数			単位当たり コスト	百万円	15	11.7	11.1	-
				計算式	百万円/件	37,537/2494	31,147/2657	32,297/2,907	-

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 3年度	目標最終年度 -年度
	保存修復が必要な国指定等文化財のうち、国庫補助事業によって修復が実施され、文化財の適切な保存活用が図られている割合を90%以上とする。	国庫補助事業により適切な保存活用が図られた国指定等文化財の割合(元年度:修復実施件数580件÷修復必要件数661件)		成果実績	%	87.7	89.7	92.3
		目標値	%	90	90	90	90	-
		達成度	%	97.4	99.7	102.6	102.6	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	毎年度実施している事業計画照会に対する都道府県からの回答							
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	12 文化芸術の振興						
	政策評価		政策評価書URL	https://www.mext.go.jp/content/20210922-mxt_kanseisk02-000017742-12_1.pdf				
	施策	12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実		該当箇所	施策目標12-1-6			
事業所管部局による点検・改善								
	項目	評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	・文化芸術推進基本計画(第1期)の目標及び戦略として、国が総合的に推進していく必要がある。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	・文化芸術推進基本計画(第1期)の目標及び戦略に挙げられており、事業目的を達成するためには、国が地方公共団体等に対して一定の財政支援を行いながら事業を推進する必要がある。					
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	・文化芸術推進基本計画(第1期)の目標及び戦略に挙げられており、事業目的を達成するためには、国が地方公共団体等に対して一定の財政支援を行いながら事業を推進する必要がある。					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	・補助対象経費については、各事業要項で厳格に定めている。 ・また、競争入札や企画競争を行うなどして競争性を確保し、効率的な予算執行に努めている。 ・支出先の選定は、一般競争契約(総合評価)により行っており、選定の妥当性や競争性を確保しているため、支出先の選定は妥当である。一者応募となったが、他事業と同程度の公募期間を確保しており、広く募集を実施しているところである。当該事業は、その事業内容上、特殊性、専門性を要する業務であるため受注希望の事業者自体が少ないことも推察されるが、入札説明会での説明をより詳細に実施することや、公告期間をこれまでより延長する、などの方策を行うことで複数者の応募を目指すこととしたい。					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有						
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	・補助対象事業については、国庫補助事業として保存修理等の要望のあった都道府県から事業計画聴取を行い、事業の緊急性・有効性を勘案して決定している。 ・文化財の所有者等が実施する復旧事業の経費について、原則50%を補助する。 ・補助対象経費については、各事業要項で厳格に定めている。 ・事業者が所在する都道府県・市町村の会計規則等に基づき契約等を行うことで効果的・効率的な執行を行うよう努めている。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	・補助対象事業については、国庫補助事業として保存修理等の要望のあった都道府県から事業計画聴取を行い、事業の緊急性・有効性を勘案して決定している。 ・文化財の所有者等が実施する復旧事業の経費について、原則50%を補助する。 ・補助対象経費については、各事業要項で厳格に定めている。 ・事業者が所在する都道府県・市町村の会計規則等に基づき契約等を行うことで効果的・効率的な執行を行うよう努めている。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	・補助対象経費については、各事業要項で厳格に定めている。 ・事業者が所在する都道府県・市町村の会計規則等に基づき契約等を行うことで効果的・効率的な執行を行うよう努めている。					
費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	・補助対象事業については、国庫補助事業として保存修理等の要望のあった都道府県から事業計画聴取を行い、事業の緊急性・有効性を勘案して決定している。 ・補助対象経費については、各事業要項で厳格に定めており、その使途は真に必要なものに限定されている。						
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-						

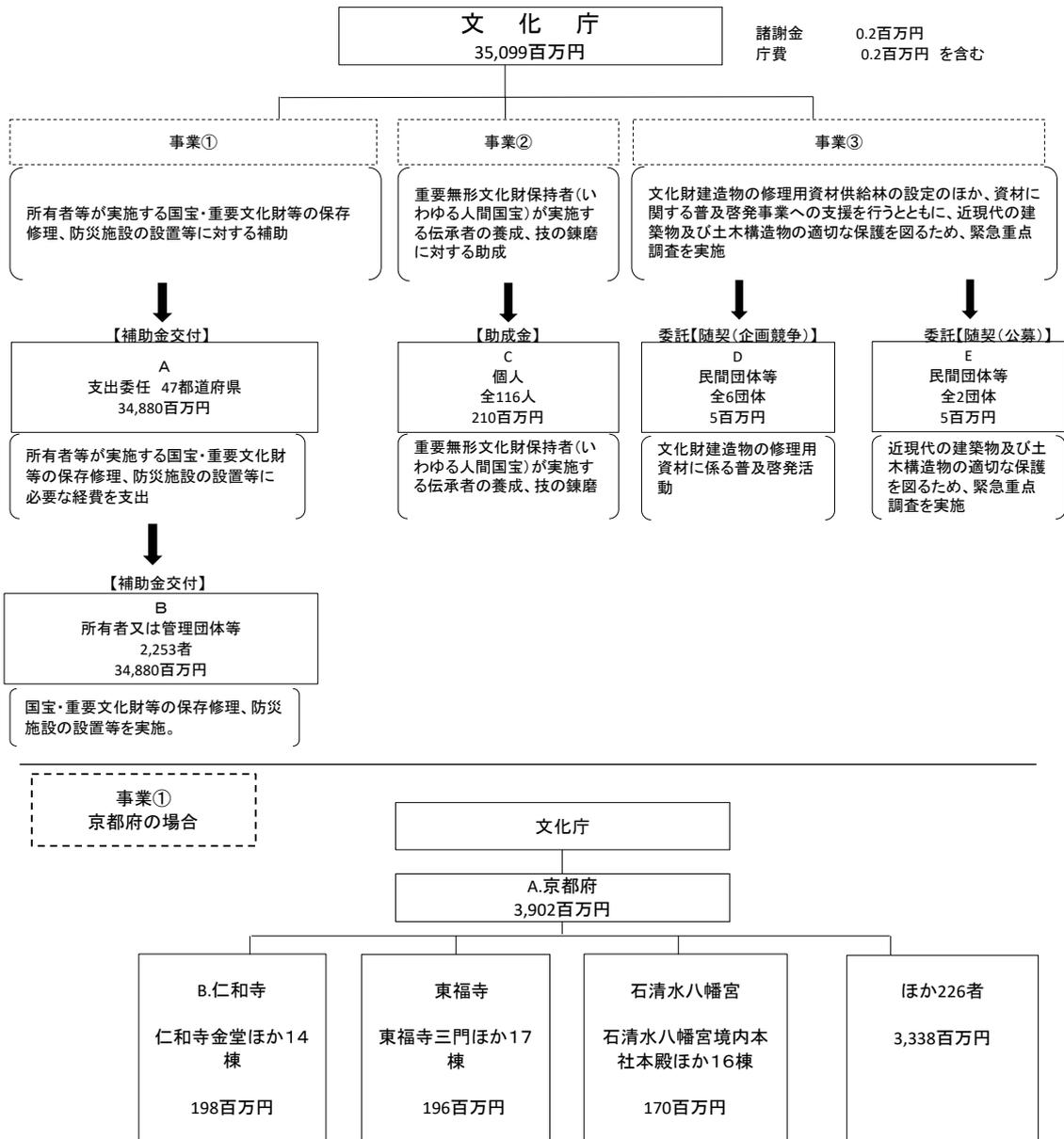
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	・事前に想定し得なかった事柄や気象状況等の要因により、個別の補助対象事業の状況に応じて、やむを得ず繰越を行う場合に限り繰越を行っている。 ・繰越を伴う計画変更については、申請の精査を行うとともに、繰り越した事業が着実に進捗するべく、助言指導等行うよう努めている。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・補助対象事業については、国庫補助事業として保存修理等の要望のあった都道府県から事業計画聴取を行い、事業の緊急性・有効性を勘案して決定している。 ・文化財の所有者等が実施する復旧事業の経費について、原則50%を補助する。 ・補助対象経費については、各事業要項に厳格に定めている。 ・事業者が所在する都道府県・市町村の会計規則等に基づき契約等を行うことで効果的・効率的な執行を行うよう努めている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	・修復を必要とする国指定等文化財に適切に国庫補助を行うことにより、文化財の維持継承に実績を挙げている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	・修復を必要とする国指定等文化財に適切に国庫補助を行うことにより、文化財の維持継承に実績を挙げている。 ・実績報告書の精査を行うとともに、整備された施設、成果物の活用状況の現地確認、会計処理などの実地検査等を行い、より適正に補助金が執行されるよう努めている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	・修復を必要とする国指定等文化財に対し、当初の実施見込どおり、あるいは見込を上回って活動実績を上げ、文化財の維持継承に実績を挙げている。 ・実績報告書の精査を行うとともに、整備された施設、成果物の活用状況の現地確認、会計処理などの実地検査等を行い、より適正に補助金が執行されるよう努めている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	・修復を必要とする国指定等文化財に適切に国庫補助を行うことにより、文化財の維持継承に実績を挙げている。 ・実績報告書の精査を行うとともに、整備された施設、成果物の活用状況の現地確認、会計処理などの実地検査等を行い、整備された施設や成果物が十分に活用されているか確認を行っている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果	・本事業は、文化芸術推進基本計画(第1期)の戦略1(文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実)等に沿った事業を実施するものであり、国として実施する必要がある。 ・申請内容、積算等について、各事業要項に照らして精査するとともに、当該事業者が所在する都道府県・市町村の会計規則等による公正かつ客観的な基準に基づき契約等を行うことで効果的・効率的な執行に努めている。	
	改善の方向性	今後とも、申請内容、積算等について効果的・効率的に執行されるよう精査するとともに、実績報告書の確認のほか、実施された取組や整備された施設、成果物の活用状況の現地確認、会計処理などの実地検査等を行い、より適正に補助金が執行されるよう努めたい。	
外部有識者の所見			
外部有識者点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
一部の改善内容	この事業は、令和3年度決算において多額の繰越が生じていることから、より詳細な要因を分析したうえで、手法を検討し、予算執行の適切な改善に努めるべきである。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
執行等改善	コロナウィルスの感染拡大の影響により、材料の調達遅れや県境をまたいでの事業者の出入りが制限されたことにより、年度内の事業の計画的な実施ができなかったことから、補助事業者に対し、不測の事態に備えた事業計画の実施をするよう、引き続き指導していく。また、事業完了が困難となった場合は、速やかに補助金返還することで年度内の別事業への補助金交付決定を行えるよう、早期の計画変更手続を行なうように自治体への周知を引き続き行なっていく。		
備考			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	401			
平成24年度	422			
平成25年度	387			
平成26年度	382			
平成27年度	378			
平成28年度	358			
平成29年度	367			
平成30年度	368			
令和元年度	文部科学省 -	0365		
令和2年度	文部科学省	0367		
令和3年度				

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.京都府			B.仁和寺		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	補助金	文化財補助金支出委任	3,902	事業費	仁和寺金堂ほか14棟	198.3
	計		3,902	計		198.3
	C.個人A			D.一般社団法人 日本茅葺き文化協会		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	事業費	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	事業費	諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費等	1.3
				一般管理費	一般管理費	0.1
	計		2	計		1.4
	E.公益社団法人 日本建築士会連合会			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)	
事業費	諸謝金、旅費、賃借料、消耗品費、通信運搬費等	2				
人件費	委員会事務処理費	0.3				
一般管理費	一般管理費	0.2				
計		2.5	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	京都府	2000020260002	文化財補助金(支出委任)	3,902	補助金等交付	-	-	-
2	奈良県	1000020290009	文化財補助金(支出委任)	3,057	補助金等交付	-	-	-
3	熊本県	7000020430005	文化財補助金(支出委任)	1,521	補助金等交付	-	-	-
4	神奈川県	1000020140007	文化財補助金(支出委任)	1,214	補助金等交付	-	-	-
5	香川県	8000020370002	文化財補助金(支出委任)	1,204	補助金等交付	-	-	-
6	静岡県	7000020220001	文化財補助金(支出委任)	1,111	補助金等交付	-	-	-
7	大阪府	4000020270008	文化財補助金(支出委任)	1,110	補助金等交付	-	-	-
8	和歌山県	4000020300004	文化財補助金(支出委任)	1,098	補助金等交付	-	-	-
9	東京都	8000020130001	文化財補助金(支出委任)	1,067	補助金等交付	-	-	-
10	広島県	7000020340006	文化財補助金(支出委任)	1,025	補助金等交付	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	仁和寺	3130005002199	仁和寺金堂ほか14棟	198.3	補助金等交付	-	-	-
2	東福寺	8130005001320	東福寺三門ほか17棟	195.5	補助金等交付	-	-	-
3	石清水八幡宮	7130005008928	石清水八幡宮境内本社本殿ほか16棟	170	補助金等交付	-	-	-
4	本隆寺	2130005002282	本隆寺本堂ほか2棟	136	補助金等交付	-	-	-
5	京都市	2000020261009	二条城本丸御殿玄関ほか3棟	134.9	補助金等交付	-	-	-
6	妙法院	8130005001923	蓮華王院本堂(三十三間堂)ほか2棟 建造物	134.5	補助金等交付	-	-	-
7	平野神社	6130005001628	平野神社本殿(2棟)	127.5	補助金等交付	-	-	-
8	賀茂別雷神社	1130005001525	賀茂別雷神社本殿ほか34棟1基	119.1	補助金等交付	-	-	-
9	公益財団法人松殿山荘茶道会	7130005006717	松殿山荘修礼講堂及び事務所ほか1棟	106.3	補助金等交付	-	-	-
10	宗教法人 教王護国寺	9130005002235	教王護国寺境内	87.5	補助金等交付	-	-	-

